

○富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

告示第3号

改正 平成29年8月21日告示第15号

令和2年8月3日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、富加町補助金等交付規則(平成14年富加町規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 補助金は、次条に規定する新エネルギーシステムを設置するものに対してその経費の一部を補助することにより、新エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(補助対象システム)

第3条 この要綱において、補助の対象となる新エネルギーシステム(以下「対象システム」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 住宅用太陽光発電システム

ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。

イ 未使用品であること。

(2) 家庭用燃料電池システム

ア 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される、電気及び熱の供給を主目的としたシステムであること。

イ 経済産業省が交付する「民生用燃料電池導入支援事業」の補助対象と

なる機器又はこれと同等と町長が認めるものであること。

ウ 未使用品であること。

(3) 家庭用蓄電池システム

ア 経済産業省が交付する「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業」の補助対象となる機器又はこれと同等と町長が認めるものであること。

イ 未使用品であること。

(補助対象者)

第4条 町長は、町内に住所を有する個人で、次に掲げる要件のすべてを満たす者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。))を含む。以下同じ)に対象システムを設置した者、又は建売供給事業者等から町内に自ら居住する対象システム付き住宅を購入した者
- (2) 居住している住宅が賃貸住宅でないこと
- (3) 交付対象者及び世帯員全てについて町税等を滞納していない者
- (4) これまでに町から同種の対象システムに対する補助金の交付を受けたことがない者(同一世帯の者を含む。)

(補助金の額及び回数)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に関わらず補助対象システムの区分ごとに1回の交付を受けることができる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示の小数点以下1桁未満を切り捨てたものであって、5キロワットを上限とする。)に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額とする。

- (2) 家庭用燃料電池システム 1件当たり10万円
- (3) 家庭用蓄電池システム 蓄電容量(キロワットアワー表示の小数点以下1桁未満を切り捨てたものであって、5キロワットアワーを上限とする。)に1キロワットアワー当たり2万円を乗じた額とする。ただし、住宅1棟につき蓄電池1基を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象システムの設置工事が完了した日、又は対象システム付き住宅の引渡しを受けた日から起算して180日以内に富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。また申請者は、補助対象システムの区分ごとに提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し(補助対象経費の項目が分かるもの)
- (2) 設置箇所図及び付近の見取図
- (3) 対象システムの設置状況を示す写真及び住宅の全体写真
- (4) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (5) 対象システムの設置完了日の分かる書類
- (6) 電力会社との受電契約を示す契約書の写し(太陽光発電システムに限る。)
- (7) 出力対比表(太陽光発電システムに限る。)
- (8) 対象システムの仕様書(燃料電池システム及び蓄電池システムに限る。)
- (9) 対象システムの保証書の写し(燃料電池システム及び蓄電池システムに限る。)

- (10) 町税等納付確認同意書
- (11) 建物所有者の承諾書(申請者と対象システムを設置する建物所有者異なる場合に限る。)
- (12) 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)
- (13) その他町長が必要と認めるもの
(現地調査等)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る補助事業の成果が補助事業等の目的及び内容に対し適正であるかどうか調査するため、提出された前条に掲げる書類の審査及び現地調査を行うものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により補助金の交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条第1項の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付請求書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 補助事業者は、対象システムの減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、その対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付

の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に定める耐用年数の期間内において、対象システムを売却し、譲渡し、貸与し、廃棄し、又は担保提供等に供するなどの処分をしてはならない。ただし、町長の承認を受けた場合においては、この限りでない。
- 3 補助事業者は、前項ただし書の承認を受けようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(協力)

第12条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以降に対象システムを設置した補助金の交付申請について適用し、同日前に設置された住宅用太陽光発電システムに係る補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 富加町住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱(平成24年3月26日富加町告示第6号)及び富加町住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要領(平成24年3月26日富加町告示第7号)は、廃止する。

附 則(平成29年告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第20号)

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

富加町長 様

申請者の住所.....

申請者の氏名..... 印

申請者の連絡先..... - -

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付申請書

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業による補助金の交付を受けたいので、富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 設置場所	富加町
2 設置住宅の所有者	1 本人 2 その他 ()
3 設置区分	1 既存住宅 2 新築住宅 3 建売住宅
4 対象システムの区分 及び規格	1 太陽光発電システム：公称最大出力合計値 . kw
	2 家庭用燃料電池システム
	3 家庭用蓄電池システム：電池容量 . kwh
5 補助金の申請金額	円(1,000円未満は切捨て)
6 工事着工年月日	年 月 日
7 工事完了(引渡し)年月日	年 月 日
8 工事施工者	住 所
	会社名 (担当者名)
	連絡先

※添付書類

- 1 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（補助対象経費の項目が分かるもの）
- 2 設置場所及び付近の見取図
- 3 対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真
- 4 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- 5 対象システムの設置完了日の分かる書類
- 6 電力会社との受給契約を示す契約書の写し ※太陽光発電システムに限る
- 7 対象システムの出力対比表 ※太陽光発電システムに限る
- 8 対象システムの仕様書及び保証書の写し ※燃料電池システム及び蓄電池システムに限る
- 9 町税納付確認同意書
- 10 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

別記様式第2号（第8条関係）

富加町指令産第 号
年 月 日

（補助事業者）

様

富加町長

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり補助金の交付及び金額を決定したので、富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業者は、富加町補助金等交付規則及び富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
 - (3) 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときには、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出すること。
 - (4) 補助事業者に対して、必要に応じて補助事業の成果を示すデータの提供、その他の協力を求めることがあり、その求めに応じて協力すること。
 - (5) 要綱第11条の規定により交付に関して決定した補助金の全部又は一部が取り消された場合には、補助金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがある。
 - (6) 補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了又は建売住宅が引き渡された年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。
 - (7) その他
 - ・ 監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがある。

別記様式第3号（第8条関係）

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

（補助事業者）

様

富加町長

年 月 日付けで申請のあった富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金の交付については、下記の理由により不交付と決定したので、富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

○不交付の理由

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

富加町長 様

申請者の住所.....

申請者の氏名.....㊟

申請者の連絡先..... — —

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付請求書

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	富 加 町 指 令 産 第 号
補 助 事 業 の 名 称	富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業		
補 助 金 の 請 求 金 額			
振 込 先	金融機関名	支店名等	預金種別
	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	1,普通 4,貯蓄 2,当座 9,その他 3,納税 ()
	フリガナ	
	口座名義		
	口座番号		

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

富加町長 様

申請者の住所.....

申請者の氏名.....[㊤]

申請者の連絡先.....

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業財産処分承認申請書

富加町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、
次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	富加町指令産第 号
システム の名称			
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他（ ）		
処分の時期	年 月 日から （ 年 月 日まで）		
処分の理由			
処分の条件	処分することによって収益があった場合は、その額を記載して下さい。		

別記様式第1号(第6条関係)

別記様式第2号(第8条関係)

別記様式第3号(第8条関係)

別記様式第4号(第9条関係)

別記様式第5号(第10条関係)